

平成31年度集团的個別指導 平均点数算出月は昨年4月から 9月の半年間

協会に「自院の平均点数を出したが集团的個別指導の対象となるような点数ではないがどうするか」「厚労省はいつのデータをもって指導対象医療機関を選定するのか」等の問い合わせがよくあります。

これまでは「算出月は

不明とか「診療所は入院点数は含まない」「厚労省と自院の平均点数は一致するものではない」などと説明していましたが、厚労省に対する行政文書開示によって対象月が判明しました。

これは岡山協会等によるもので以前は春2カ月、秋2カ月の年4カ月と言われていた時期もありましたが、最近公表を求めても非開示とされ、九州厚生局との懇談でも「本省から公表されていない」と頑なに回答を避けてきた経緯があります。公表されたことは画期的です。

厚労省が支払基金・国保連に提供を求めるデータ等は下記のとおりです。
(開示請求により明らかになった主な事項)

- ① 全国の医療機関等を対象
- ② 保険医療機関毎のレ

セプト1件あたりの平均点数のデータ

- ③ 平均点数は、平成30年4月から平成30年9月までの診療分(調剤分)により算出

- ④ 医科病院のうち一般病院は入院データ、医科診療所、歯科及び調剤は入院外データを対象

- ⑤ 医科の診療所のうち小児科は家族データ
- ⑥ 都道府県毎に1ファイルを作成する。レコードソース基準は点数表、病院種別、入院入院外別、診療科の平均点数(降順)とする。

- ⑦ 提供データの提出予定日は平成31年1月末までとする。
- ⑧ 平均点データと併せて提供される「在宅データ」は以下のとおり

- ・医科診療所の内科(人

工透析を行うもの(内科以外で人工透析を行うものを含む)を除く)のうち、在宅療養支援診療所の届出を行っている保険医療機関一覧

- ・歯科診療所のうち、在宅療養支援歯科診療所の届出を行っている保険医療機関の一覧
- ・施設基準の届出は平成30年11月末日時点